

身体障がい者手帳について

■身体障がい者（児）とは

疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある方で、身体障がい者手帳（略称、身障手帳）を所持している方をいいます。

■障がいの種別

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能呼吸器機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

■身障手帳の障がいの程度

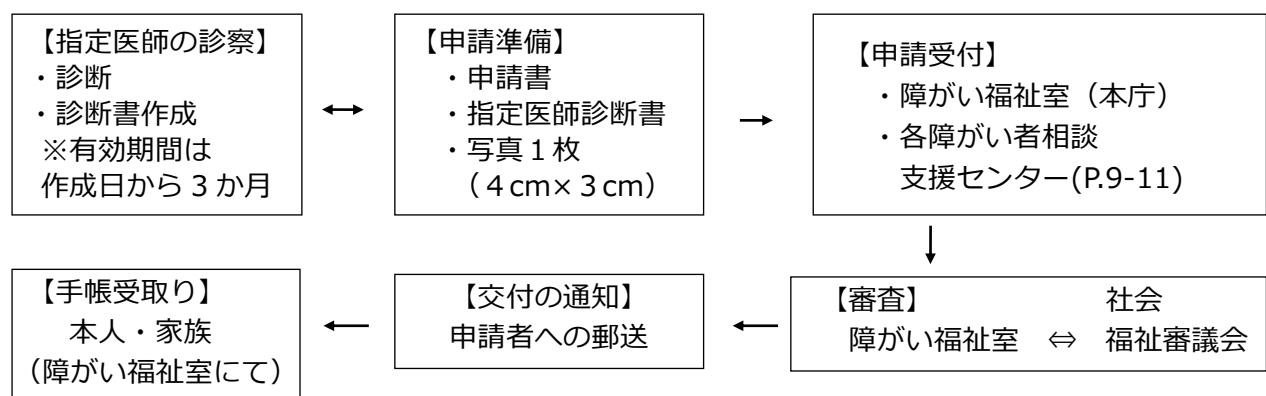
1級から6級までの区分があります。（数字が小さくなるほど重度となります。）

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、身体障がい者手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書・診断書用紙は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9-11)にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付します。



※申請後、交付まで約1か月かかります。

社会福祉審議会を経由する必要がある場合は、約2か月かかります。

※再認定により等級が下がる場合、早く申請されていても、再認定月の末頃に交付します。

必 要 な も の	
※いずれの手続きでも、マイナンバーカード又は番号確認書類と、 身元確認書類が必要になります。	
新規交付	交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm）
障がい程度変更等	再交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm） 身障手帳
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（身障手帳）
居住地・氏名変更	変更届、身障手帳
返還	返還届、身障手帳

療育手帳について

■知的障がい者（児）とは

知的障害者福祉法には定義づけられていませんが、発育期間中から続く知的発育の緩慢的な状態にあり、社会適応障がいを伴う方で、子ども家庭センター又は障がい者自立相談支援センターで知的障がいと判定された方をいいます。

■障がいの程度

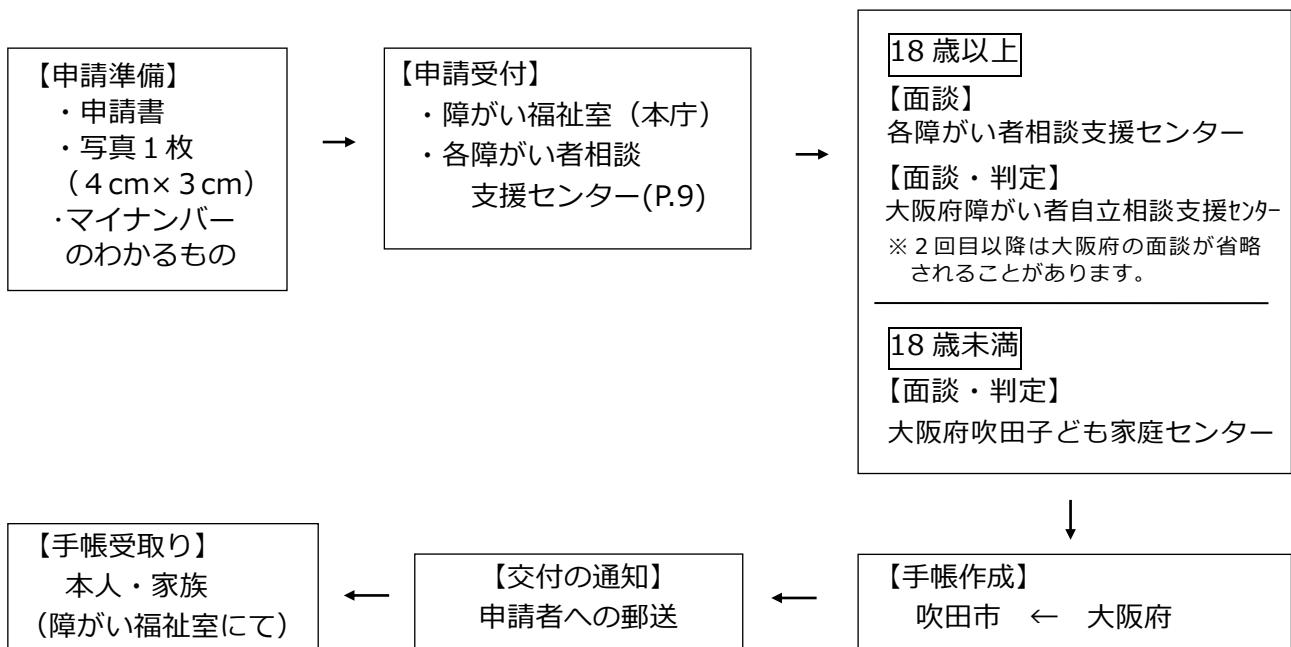
重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の区分があります。

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、療育手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター（P.9）にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付します。



※申請後、交付まで約4か月かかります。

		必 要 な も の
新規交付		交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
更新	新	更新申請書、写真（縦4cm×横3cm）、療育手帳 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
手帳紛失・破損		再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（療育手帳）
居住地・氏名変更		記載事項変更届出書、療育手帳
返還	還	返還届出書、療育手帳